

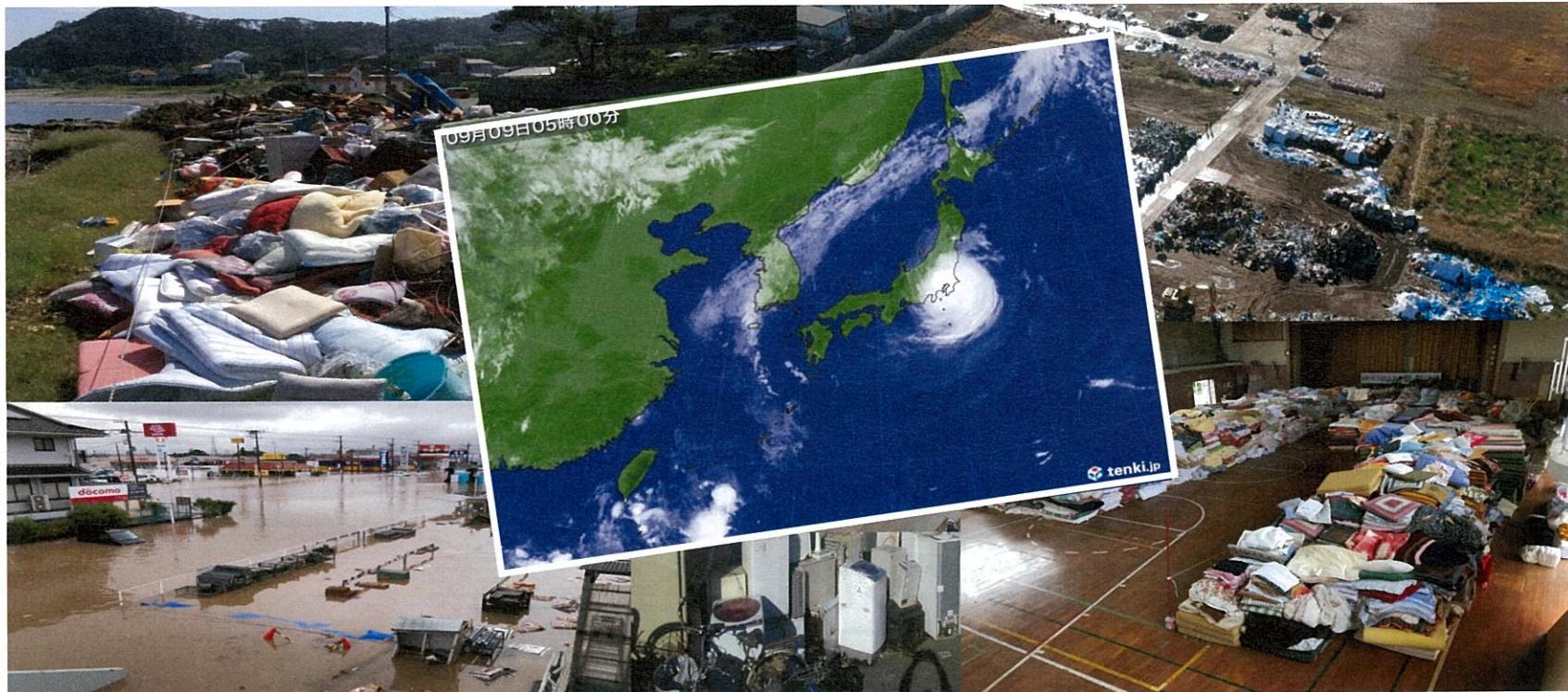
令和元年千葉県災害廃棄物処理の 業務委託契約事例

一般社団法人千葉県産業資源循環協会

副会長 大賀 実

令和3年11月22日

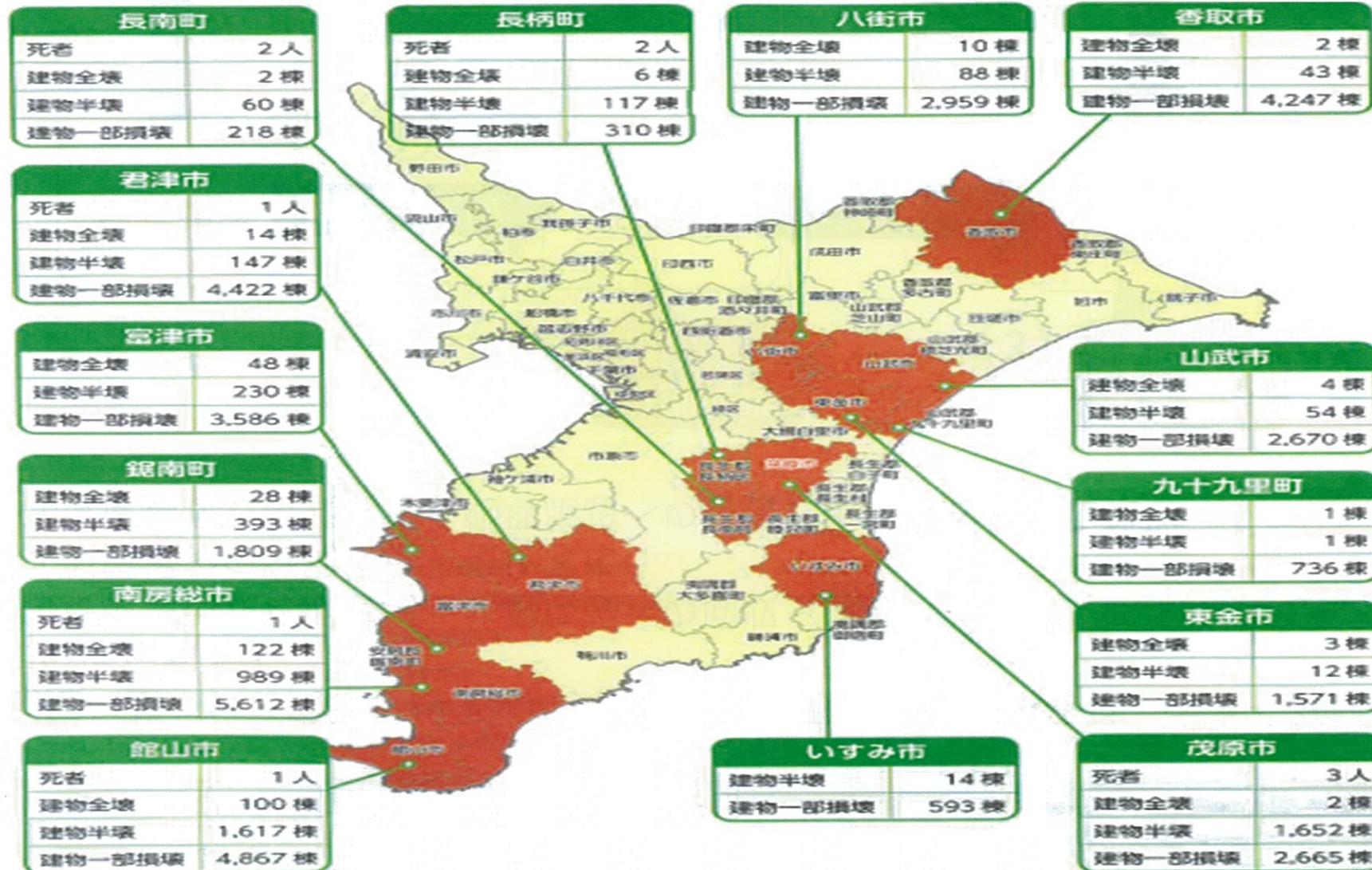
千葉県と千葉県産業資源循環協会が平成15年（2003年）に締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（以下、本資料では「協定」とします）にもとづく要請を受けて実施した、令和元年（2019年）房総半島台風（第15号）、東日本台風（第19号）、10月25日の大雨による災害廃棄物処理協力事業をまとめました。



※令和元年（2019年）9月9日午前5時の令和元年房総半島台風（第15号）衛星写真（赤外映像）（日本気象協会 tenki.jp提供）

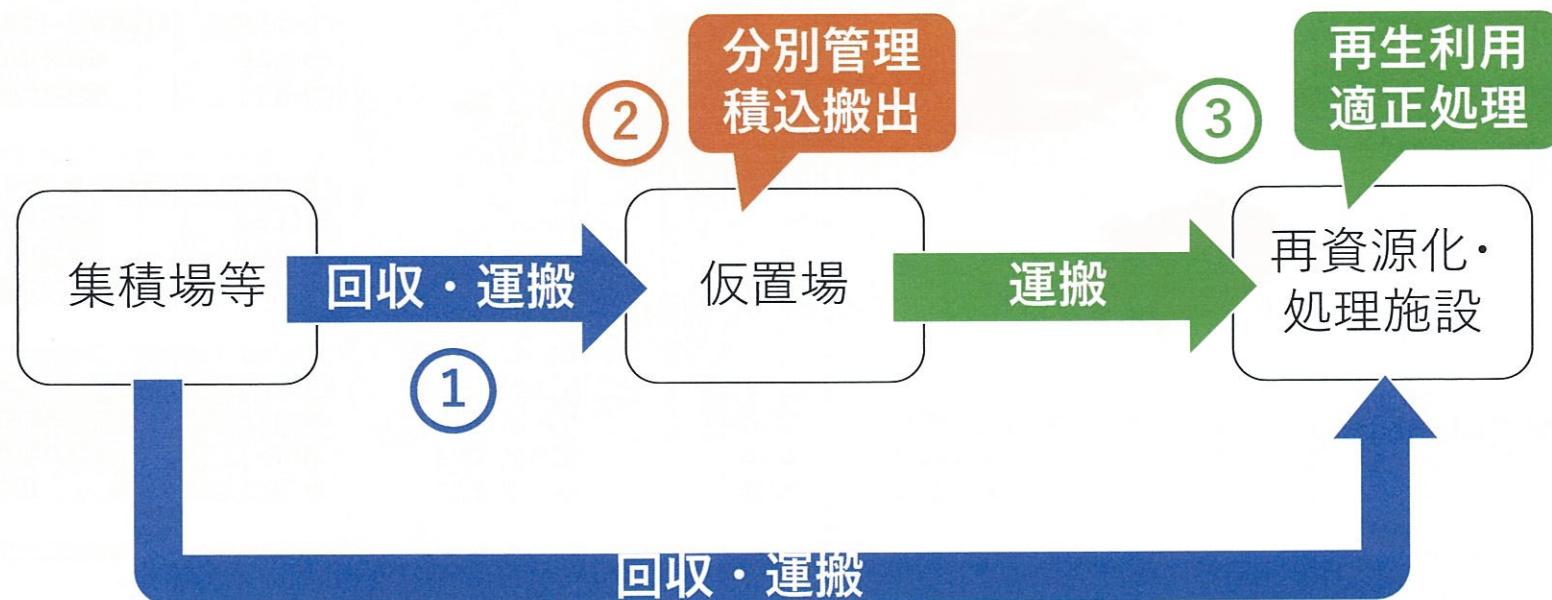
協力対象市町村（14市町）の被災状況

令和3年（2021年）1月6日現在



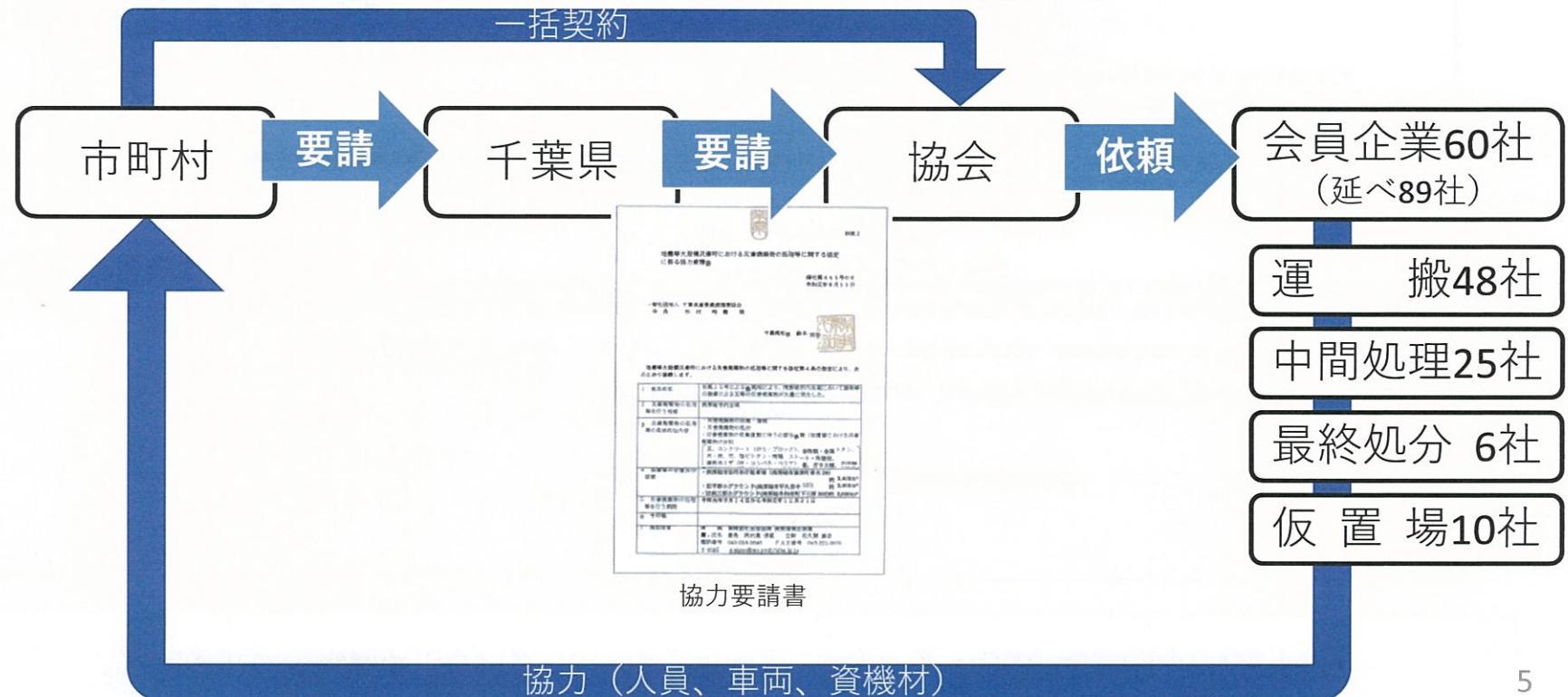
今回の災害廃棄物処理協力の業務内容

- 協定に基づいて実施した今回の災害廃棄物処理への協力内容は、大きく3種類に分けられます。
 - ①集積場等から仮置場・処理施設への回収・運搬
 - ②仮置場での分別管理・積込搬出
 - ③仮置場から再資源化・処理施設への運搬と再生利用・適正処理



協定にもとづく災害廃棄物処理協力の仕組み

- 大規模な災害で大量の廃棄物が発生した場合、その処理は、原則として市町村の責任において行われます。
- ただし、個々の市町村では対応が困難な場合に、民間処理業者の協力を得て災害廃棄物処理を進められるよう、千葉県と千葉県産業資源循環協会の間で協定が結ばれています。
- 協会および会員企業は、この協定にもとづいて、今回の災害で発生した廃棄物の処理に全面的に協力しました（協力企業60社）。
- 協定にもとづく災害廃棄物処理への協力は、東日本大震災に続いて、2回目です。



業務委託契約書（例）

委託契約書のポイント

業務委託契約書（例）

委託者 市町村

受託者 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会
(別紙に定める同協会会員法人を含む。)

委託者 市町村（以下「甲」という。）と受託者 千葉県産業資源循環協会（別紙に定める同協会会員法人を含む。以下「乙」という。）とは、次のとおり、委託契約を締結し、信義に從い誠実にこれを実施するものとする。

1 委託業務名

災害廃棄物の分別及び運搬車両への積込等業務委託（単価契約）

2 委託内容

被災地から運ばれた災害廃棄物の分別及び運搬車両への積込み（詳細は別添仕様書のとおり）

3 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和元年 月 日まで

4 業務の履行場所

- ① 所在地 仮置場の名称
- ② 所在地 仮置場の名称
- ③ 所在地 仮置場の名称

5 委託金額

別表、単価一覧表のとおり。（消費税抜き）

6 契約保証金

免除

（總則）

第1条 乙は、この契約に定めるもののほか、甲の指示する事項等に従い、これを履行しなければならない。

2 この契約に定めがある場合を除き、頃書の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施するために必要な手段については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（委託料）

第2条 業務の委託料は、別表のとおりの単価とする。

（確認及び検査）

第8条 乙は、毎月末日までに、前月の実績を取りまとめた業務実績報告書を甲に対して提出しなければならない。

2 甲は、業務実績に関して必要があるときは、乙の説明を求めることができる。

（委託料の支払い）

第9条 乙は、前条の規定による業務実績報告書を提出し、甲による業務の完了を確認するための検査に合格したときは、当該業務実績に基づき次により算出した額を委託料として、その支払いを甲に請求することができる。

（1）災害廃棄物分別及び積込費

別表に掲げる単価に実績数量を乗じて得た額

（2）消費税及び地方消費税

（1）の合計額の10パーセント相当額。ただし、令和元年9月30日までに廃棄物の処理が完了したことにより生じた費用については、（1）の合計額の8パーセント相当額とする。

2 甲は、乙から適正な書類と請求書を受理したときは、その日から起算して、30日以内に支払うものとする。

3 甲は、業務の完了前に乙から部分的な成果を確認できる適正な書類等と請求書を受理したときは、前項に準じて支払うものとする。

（疑義の決定等）

第16条 この契約について疑義を生じたときは、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙とが協議のうえ定めるものとする。

分別及び運搬車両への積込み費項目

(税抜き)

区分	単価	備考	区分	単価	備考
バックホウ0.7m ³		燃料代含む。 重機回送費別途	2トン車両		燃料代含む。 運搬費距離単価による 1袋当たり 1袋当たり 円/人・日
バケット付き	円/台・日		ダンプ	円/台・日	
グラスパー付き	円/台・日		コンテナ		
与作付き	円/台・日		4トン	円/台・日	
バックホウ0.45m ³			設置費		
バケット付き	円/台・日		フレコンバック	円/袋	
グラスパー付き	円/台・日		長尺フレコン	円/袋	
バックホウ0.25m ³			現場作業管理者	円/人・日	
バケット付き	円/台・日		オペレーター	円/人・日	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習 ・車両系建設機械（解体用）運転技能講習 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習
グラスパー付き	円/台・日		分別作業員	円/人・日	
4トン車両					
コンテナ車	円/台・日				
ダンプ	円/台・日				
平ボディトラック	円/台・日				

收集運搬費項目

車種別単価（税抜き）

車種	単価
10t平ダンプ（オペレーター、燃料費込み）	円/日
10t箱ダンプ（オペレーター、燃料費込み）	円/日

距離別単価（税抜き）

運搬距離	大型車両（コンテナ車、深ダンプ、平ボディトラック等）	4t車両（コンテナ車、深ダンプ、平ボディトラック等）	4tパッカー車
片道（25km以内）	円/回	円/回	円/回
片道（25～37.5km）	円/回	円/回	円/回
片道（37.5～50km）	円/回	円/回	円/回
片道（50～62.5km）	円/回	円/回	円/回
片道（62.5～75km）	円/回	円/回	円/回
片道（75～87.5km）	円/回	円/回	円/回
片道（87.5～100km）	円/回	円/回	円/回
片道（100～112.5km）	円/回	円/回	円/回
片道（112.5～125km）	円/回	円/回	円/回
片道（125km超）	円/回	円/回	円/回

※片道距離：積込場所から処分先までの直線距離

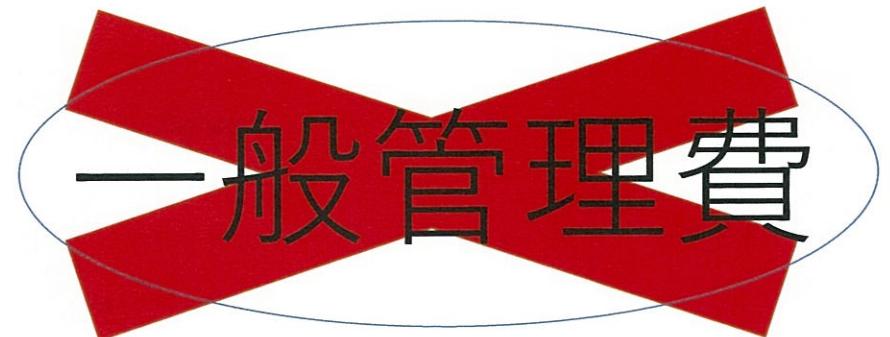
処分費項目

(税抜き)

廃棄物の種類	単価	廃棄物の種類	単価
中間処理費			
【チップ化施設】		【民間焼却施設】	
建設木くず	円/kg	畳	円/kg
生木	円/kg	その他可燃ごみ相当品（布団、生木含む）	円/kg
竹	円/kg	※その他可燃ごみについては、破碎禁忌品を除く。	
伐根	円/kg	【RPF施設】	
【再生砕石化施設】		畳、布団	円/kg
無筋コンクリート30cm以下	円/kg	【総合中間処理】	
無筋コンクリート30cm超	円/kg	混合廃棄物（二次運搬費含む）	円/m ³
有筋コンクリート30cm以下	円/kg		
有筋コンクリート30cm超	円/kg	最終処分費	
コンクリート二次製品	円/kg	【安定型】	
【前処理のための破碎施設】		安定型	円/m ³
畳 ⇒ 焼却処理施設へ	円/kg	石綿含有（レベル3）	円/m ³
布、生木（15cm以下） ⇒ 焼却処理施設へ	円/kg	【管理型】	
廃プラスチック類 ⇒ 焼却処理施設へ	円/kg	管理型	円/m ³
廃プラ埋立前処理	円/m ³	石綿含有（レベル3）	円/m ³
廃プラ埋立前処理（パッカー車の場合）	円/m ³	【焼却施設残渣物】	
※二次運搬費含む		燃えがら、ばいじん	円/kg

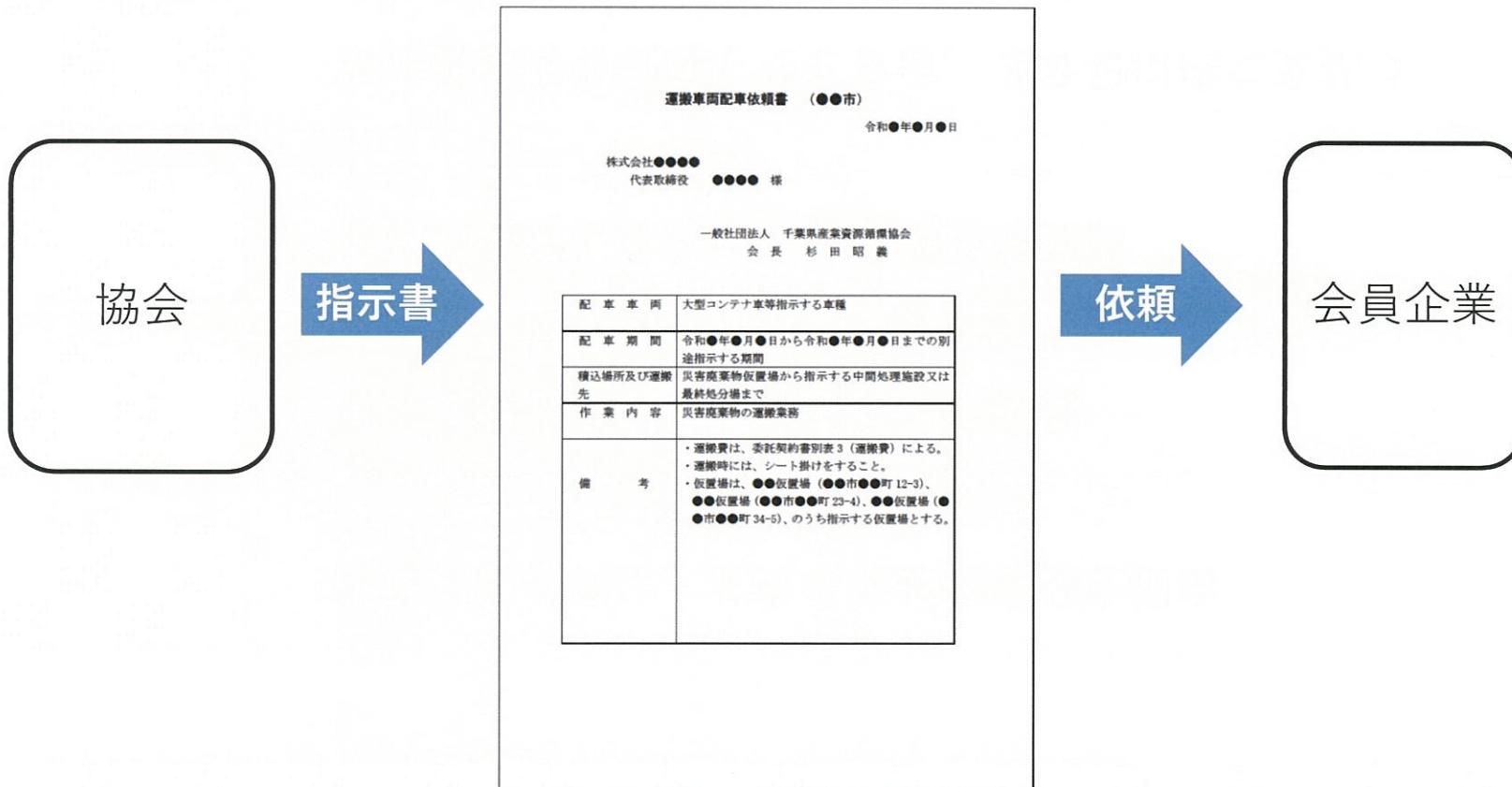
一般管理費

市町村との契約により協会が事業を受託し、協会員に指示書をもって事業を行うことになるため、個別の協会員が通常行う、市町村との間での契約締結に係る事務、事業報告書作成事務、経理関係事務及び支払いを受けるまでの資金調達事務等は、協会が行うことになるが・・・



会員への依頼（指示書の発行）

- 協力業者への業務依頼は、それぞれの業務に対し指示書を発行



業務委託契約書（例）ポイント

実績報告

毎月末日までに、前月の実績報告書を提出

検査

市で業務完了を確認するための検査

請求書

検査に合格したときは、請求書を提出

支払

市は請求書を受理したときは、30日以内に支払う

請求までの流れ

①月末締めの請求書、マニフェスト、写真を翌月 15 日までに協会へ

②協会で実績報告書を作成し市へ提出

③実績報告書の検査終了後、請求書を提出

④請求のあった協力会員へ支払い（協会立替払い）

⑤市は請求書受理後、30日以内に協会へ支払い

平時の備え

災害廃棄物処理業務については、契約書（仕様書）に従って従事することとなります。契約書（仕様書）は市町村が作成することから、日頃から連携を図り、業務内容等について確認しておくことで、速やかな契約締結へと繋がります。